

平成二十三年七月八日提出
質問第三〇八号

北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問主意書

一 外務省として、同省職員を都道府県、市町村に出向させている事例はあるか。あるのなら、過去五年間における人数並びに出向先を明らかにされたい。

二 外務省として、都道府県、市町村からの出向職員を受け入れている事例はあるか。あるのなら、過去五年間における人数並びに受け入れ元を明らかにされたい。

三 外務省が同省職員を都道府県、市町村に出向させ、また都道府県、市町村からの出向職員を受け入れている目的は何か。右は、我が国の国益にどのように資するものであるのか。

四 我が国の領土問題の一つである北方領土問題の解決を図る上で、外務省が北方領土に隣接し、北方領土問題原点の地である根室市はじめ羅臼町、標津町、別海町、中標津町の一市四町との連携、協力を深め、現地の方々の想いを受けてロシア政府との交渉に臨むことは意義のあることであると考えるが、外務省の見解如何。

五 外務省として、四の一市四町に、同省職員を出向させた事例はこれまでであるか。また現在、出向させているか。

六 外務省として、四の一市四町からの出向職員を、主に欧州局ロシア課等、対口外交、北方領土交渉に深く関わる部署に受け入れた事例はこれまでであるか。また現在、受け入れているか。

七 五と六で、これまでになく、また現在もないのなら、今後新たにそのようにする考えはあるか。

八 七で、そのようにする考えがないのなら、それはなぜか説明されたい。

九 外務省として、千代田区霞が関にある本省以外に、分室や出張所等の出先機関を日本全国のどこに置いているか。それらの全て明らかにされたい。

十 外務省が九の出先機関を置いている目的は何か。右は、我が国の国益にどのように資するものであるのか。

十一 外務省として、四の一市四町、特に根室市に外務省の分室や出張所等の出先機関を設置する考えはあるか。

十二 十一で、ないのなら、それはなぜか。原点の地に外務省の出先機関をつくることで、そこに住む方々の苦しみ、悩み等を直接、肌感覚で受け止め、それを対口交渉に活かしていく態勢をつくることができ、

更には、北方領土交渉に賭ける我が国の強い意欲をロシアに示すことにもなると考えるが、外務省の見解

如何。

右質問する。